

令和7年度の精神保健福祉施策拡充への市長要望書

1. 当事者をケアする家族丸ごと支援の抜本的強化

(1) 家族が抱えている問題を把握する体制の確立

精神障害者とその家族は、生活スタイルや回復ステージによって異なりますが、幻聴・妄想、引きこもりなどの障害特性をもつ当事者と暮らす少なくない家族が24時間365日、様々な悩みを抱えています。かつ、通院はしていても障害福祉サービス等は利用できず、外部の支援もなく精神的に疲弊し地域で孤立している家族も少なくありません。自立支援医療や精神障害者保健福祉手帳保持者に少なくとも年に1回以上様子を聴く体制を確立してください。

(2) 各区の精神保健係の1名以上の増員と事務量の軽減措置

発症後、最初に相談に行くのが各区役所の精神保健係です。ところが、自立支援医療や精神障害者保健福祉手帳等の事務手続きの急増に追われています。困っている家族への声掛けや訪問支援など専門職としての役割を発揮できるように、事務手続きの軽減措置とともに最低でも各区に専門職を1名以上増員してください。

(3) 家族への心理教育の拡充

① 統合失調症、双極症などの精神疾患を対象にした「家族教室」の拡充

精神疾患の当事者を抱える家族への心理社会教育は、病気への正しい理解を促進し当事者との肯定的関係性づくりなどを促進する上で不可欠です。これまでの区役所主催の年1回程度の「家族教室」では、援助が必要な家族に対応できていません。地区担当ごとに開催するなど、家族会とも協力して「家族教室」の内容、回数ともに拡充してください。

② 市独自に家族への心理教育の「手引き概要版」（仮称）の作成と活用

・市独自に、「精神保健福祉制度の手引き」の概要版などを作成して、精神疾患への正確な知識と情報、当事者への対処技能、社会資源の活用など、発症後に家族として知っておくべき最低限の情報提供を自立支援医療や精神障害者保健福祉手帳の発行や申請時に行うようにしてください。

(4) アウトリーチ支援の新設

当事者や家族から緊急要請があれば訪問し医療・福祉対応を行うアウトリーチ事業を横浜市保土ヶ谷区を参考に各区に医師・看護師・精神保健士等を含めた訪問チームを設置してください。

(5) 医療中断ケースの実態調査と受診支援の抜本的強化

① 医療中断ケースの実態調査

家族会入会者で医療中断や未受診ケースが見られ、受診につなげるには家族頼みだけでは限界です。市内の精神科病院、クリニックでの医療中断ケースについての実態調査を行なってください。

② 医療中断や未受診ケースへの支援の抜本強化

・医療中断や受診拒否ケースは対応を家族だけで抱え込み家族関係も悪化しかねません。行政などに相談しても受診を勧められるだけで、系統的な介入支援はないのが現状です。中断や未受診の相談があった場合、本人の受診意欲につながる系統的支援を行うようにしてください。

(6) 家族も含めてカウンセリングの保険診療の拡充を国に要請

当事者はもとより、ケアする家族が悩みなどを吐露できる機会がなく精神的に疲弊しているケースが少なくありません。希望する家族が保険診療でカウンセリングを受けられるよう国に要望してください。

2. 「精神疾患の当事者を抱える家族との交流会」等を市の委託事業に

当会は、令和4年度、5年度の2年間に「精神障害者の当事者を抱える家族のつどい」（以下「つどい」）を24回行い、のべ379名、会員以外の家族も79名参加しました。さらに令和6年度からは「精神疾患の当事者を抱える家族との交流会」（以下「交流会」）を6月から2か月毎に行っています。

そこでは、当事者は、通院、服薬はしているが、障害者総合支援法等のサービスは利用せず、引きこもりの、家族は当事者対応や将来について悩みを抱え込み地域で孤立気味の実態が明らか

かになりました。同時に、同じ境遇の家族同士の交流によって病気や当事者対応などの理解が深まり家族が元気になる機会になっています。

今後とも持続的に地域で孤立気味の家族との接点を広げ交流を続ける意義は極めて大きいと考えます。そのためには、あやめ会の努力とともに、川崎市の系統的な援助が必要です。そこで、「つどい」や「交流会」などの取り組みを川崎市の委託事業等に位置付けるとともに実現に向けて、当会と継続的に協議を続けていくことを要請します。

3.精神障害者への医療費助成制度の拡充

(1)精神障害者保健福祉手帳1級の入院医療費にも助成

川崎市の重度障害者医療費助成制度は、精神障害者保健福祉手帳1級の通院医療費のみに適応されていますが、入院医療費にも助成してください。

(2)精神障害者保健福祉手帳2級の通院及び入院医療費も精神障害者保健福祉手帳1級と同様に適応

精神障害者は、精神障害者保健福祉手帳1級、2級とも障害特性から働いて生計に必要な所得を得ることが困難な状態にあります。また、当事者の高齢化に伴い、内科、歯科などの身体疾患も増えていますが、医療費負担が受診抑制にもつながっています。また、医療費助成の対象が身体52%、知的33%、精神6・4%と極端に偏っています。

これまで財源などを理由に精神障害者保健福祉手帳2級を除外してきましたが、県の補助率が今年度4月から3分の1から2分の1に増え約5億円の増収になっています。これらも活用して拡充をしてください。

(3)医療費助成制度への所得制限導入など改悪の中止

現在、医療費助成に所得制限を導入するなど見直しが検討されています。所得制限など利用者を少なくすることは改悪であり、共生社会実現にも逆行しています。市議会では、改悪中止を求める請願も決まっていますが、改悪を行わないような決議も採択してください。

4.地域活動支援センターの補助金の増額

コロナ禍で利用者が大きく後退し、それ以降も持ち直していません。利用者の高齢化も進み新規利用者も増えない傾向が続いています。このままでは、精神障害者が地域で安心して過ごせる場所がなくなりかねません。こうした現状を踏まえてランク別補助金の見直しなど至急、補助金を増額してください。

5.障害者グループホームの質・量ともの改善への対策強化

(1)安心して入居できるグループホームの増設と事業者への研修などの抜本的強化

全国展開している株式会社のグループホームの不正請求事件などが川崎市でも発生しました。市としても再発防止策を検討するとともに、グループホームが利用者主体になるよう質・量ともに強化してください。

(2)開設の際の事前研修や定期的研修などの実施

グループホーム利用者や家族から、管理者やサービス管理責任者が多くのグループホームを兼務し利用者の相談などに対応できず病状が悪化したなどの苦情が寄せられています。開設前の審査や研修、開設後の定期報告など指導・監督できるように見直しを国に求めてください。同時に、川崎市独自に開設前や開設後の管理者や職員研修実施など利用者への相談支援が行える仕組みを検討してください。

6.小学校とともに中学校での精神疾患に関する教育の拡充

思春期、青年期に精神保健の教育を行うことが、精神疾患の予防、早期対応、自殺予防などに決定的です。市として、小学生とともに、成長期、思春期になる中学生に精神疾患についての正しい理解の促進のために、中学校保健体育副読本「悩みは、がまんするしかないかな？」（こころの健康副読本編集委員会編集）を全員に配布するとともに授業で徹底してください。

7.精神科病院入院者の人権擁護の徹底

(1)入院者訪問支援事業の対象拡充

今年4月より、入院者の人権擁護を眼目にした法改正で市町村長同意による医療保護入院者を中心に入院者訪問支援事業が始まりました。この事業は、入院者の希望に応じて、傾聴や生活に関する相談、情報提供等の大きな役割があります。川崎市独自に、訪問対象を希望するすべての入院者に拡充してください。

(2)退院後生活環境相談員の周知徹底と関係者との連携強化

退院促進、地域定着を促進するためには、医療保護、措置入院者に配置が義務化されている退院後生活環境相談員の役割が大きいです。しかし、家族会の中で医療保護入院になっても、存在を知らないとか、相談されたこともないケースが少なくありません。市独自に退院後生活環境相談員の周知徹底や入院者訪問支援員など関係者との連携強化の仕組みをつくってください。

(3)身体合併症の受け入れ態勢の強化

精神疾患の場合、精神病薬の特性と長期にわたる服薬の影響もあり、メタボリック症候群や循環器系の疾患など重篤な身体合併を発症しやすく、高齢化に伴い増加しています。入院・治療が必要な身体合併の精神障害者を受け入れる病院が県下で3病院14床しかなく、コロナ禍でも入院できないことが大問題になりました。腎臓や心疾患などの身体合併の精神障害者の受け入れ可能病院と病床数を増やしてください。

8.ふれあいフリーパスのICカード化と交通割引制度などの改善

(1)ふれあいフリーパスのICカード化

現在はパス券を運転手に提示方式であり、運転手が前を向っていて確認できなかった場合などはタッチ音がしないので無賃乗車と間違われ呼び止められ病状悪化したケースがあります。障害者が遠慮せずバスを利用できる合理的配慮や運転手の負担軽減からもICカード化を至急検討してください。

(2)障害者施設等の通所者への交通費補助の拡充

横浜市では15歳以上の市内居住者で地域活動支援センター、就労移行や就労継続、精神科デイ・ケアなど障害者施設等への通所者及び送迎介助者対象に交通費補助助成事業を行なっています。本市でも地域活動支援センター（B・C・D型）通所者への交通費補助は実施していますが、就労移行や精神科デイ・ケアなどは対象外です。横浜市も参考に精神障害者の社会参加を促進するためにも交通費補助を拡充してください。

(3)JR、大手私鉄の運賃割引の改善を国に要請

来年4月から念願だった精神障害者に対するJR、大手私鉄各社の運賃割引が開始されます。しかし、対象が100キロ以内は精神障害者保健福祉手帳1級で同伴条件付であり、圧倒的多くの精神障害者保健福祉手帳2級所持者は対象外です。全ての障害者が利用できる制度になるよう国に要望してください。

以上